幕末維新期の大黒屋又兵衛

植田知子

初代饗庭又兵衛（屋号、大黒屋）は、京都の商家大黒屋（杉浦三郎兵衛家）で奉公した後、享保三年（一七一八）江戸富沢町で古着商として独立する。以後、又兵衛の商いは順調に進展し、古手・呉服太物類を取り扱う江戸の有力商人の一人として家業を存続させた。しかし、幕末維新の変動期には経済的に困難な状況に陥り、経営方法の変更を余儀なくされた模様である。その主なものは経営拠点の移動、店名前による営業、そして舶来物品商への転業等である。小稿は、これまで取り上げられることのなかった維新期の又兵衛方を周辺史料から検証し、その経営の一端を明らかにしたものである。

はじめに

饗庭（あいば）又兵衛[1]（屋号、大黒屋）は江州高島郡霜降村（現、滋賀県高島市新旭町）出身の商人である。初代又兵衛は、京都の商家大黒屋（杉浦三郎兵衛家）[2]で奉公したのち別家[3]を許され、享保三年（一七一八）江戸富沢町で古着商として独立開業した。その後、呉服太物等にも商いの手を広げ、自らの別家を輩出するまでに成功し、江戸の有力商人として家業を存続した。けれども維新期には他の商人同様、経済的困難に陥った模様である。又兵衛方の経営帳簿の類は残存していないため、その経営内容を計数的に分析することは不可能であるが、小稿では周辺史料を利用することで、これまで取り上げられることのなかった又兵衛方の維新期の活動を検証し、その経営の一端を明らかにしてみたい。

あらかじめ本稿の構成を述べておくと、全体は次の五節から成り立っている。

一　幕末維新期の大黒屋又兵衛
二　商法司・通商司政策における大黒屋又兵衛
三　大黒屋八兵衛・八次郎から又兵衛への繋がり
四　大黒屋又兵衛家をめぐる人々

五　明治初期における大黒屋又兵衛大阪店の活動

まず一節では、又兵衛の維新期における商人としての位置付けを長者番付や御用金等の拠出額から概観する。二節は、維新政府による商法司・通商司政策の中で又兵衛の活動を捉えようとするものである。その中で、東京通商会社役員の一人大黒屋饗庭八兵衛に着目し、又兵衛との関係を押さえた上で、三節において大黒屋八兵衛・八次郎・又兵衛がどのように連関するのかを検証する。ここまでで維新期における又兵衛方の経営の在り方がほぼ見えてくるのであるが、四節では右の経営仕法がとられた背景や原因を明らかにするため、又兵衛方の家内の状況・経済状態・本家との関わり・同族内での支援状況について考察する。五節は、維新期の又兵衛方の商業活動、すなわち又兵衛方大阪店が関与した事業とその成果を検討する。

では、本論に歩を進めることにしよう。

一　幕末維新期の大黒屋又兵衛

1　商人としての位置付け

幕末維新期の又兵衛家は、六代亦兵衛[4]が安政四年（一八五七）に六二歳で、次の七代又兵衛が明治三年（一八七〇）に三三歳で没し、その後は幼少当主の時期がしばらく続く。時代の転換期の当主交代は、家業経営への影響が特に懸念される。そこでまず、この時期の又兵衛が商人としてどの程度の地位に位置付けられていたのか見ておこう。

表1は幕末~明治中期に刊行された長者番付である。取り上げた番付は、調査から発刊までの間の時差を考慮して明治二〇年代のものまでを含めた。また、維新期の経済変動がもたらした商いへの影響と、それに伴う格付けの変化を観察するため、刊行時期を安政五年（一八五八）の開港前=①~③、開港後=④、明治期以降=⑤~⑧、の三期に分けた。番付内の格付けは①~⑧のいずれも、大関（一名）・関脇（一名）・小結（一名）・前頭（多数。番付により人数は異なる）となっている。では、又兵衛について見ていこう。

表1の①②は江戸の商人を対象とした開港前の番付で、ここで又兵衛は前頭の上位に位置付けられている。発刊年は②と同じで対象を全国の商人とした③では、紙面中央の行司を示すと見られる箇所に又兵衛の名があり、全国レベルでの順位ははっきりしない。開港後の④と明治初期の⑤⑥は全国の商人を対象としたもので、これらにおける又兵衛の位置付けは前頭のほぼ中位である。以上の結果から開港による商いへ影響を見極めるのは難しいが、又兵衛の場合、影響を受けたとしてもそれは経営上の痛手というほど深刻なものではなかったように思われる。

表１．大黒屋又兵衛の掲載された主な番付

番付の名称	刊　行　年	記述内容
①　新板大江戸持〇長者鑑	弘化３年（1846）	前頭　富沢町　　大黒屋又兵衛
②　江戸㊕長者	嘉永４年（1851）	前頭　富沢町　　大黒屋又兵衛
③　大日本持丸長者鑑	嘉永４年	行司ヵ　江戸　　大黒ヤ又兵へ
④　大日本諸商売分限者繁栄鑑	文久４年（1864）	前頭　江戸　　大黒屋又兵衛
⑤　大日本持〇長者委細調大新板	明治８年（1875）	前頭　東京　　大黒屋又兵ヱ
⑥　大日本全国持丸長者改正一覧	明治13年（1880）	前頭　東京　　大黒屋又兵ヱ
⑦　現今長者鑑	明治19年（1886）	雷名家　　大黒屋又兵ヱ
⑧　方今長者鑑	明治22年（1889）	当時隠居　富沢丁　大黒屋又兵ヱ

出所）①～④林英夫・芳賀登編『番付集成』上、柏書房・人文社、1973年。⑤⑥渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成Ⅳ』柏書房、1984年。⑦⑧前掲、『番付集成』下。

次に⑦は、商人を「明治之大家」と「旧来之大家」に二分している点に特色がある。その中で又兵衛は「旧来之大家」の方に分類され、その上、格付け対象外の「雷名家」の欄の最後尾に載せられている。同種の番付と見られる⑧でも、やはり格付け対象外の「当時隠居」の欄の最後尾に又兵衛の名がある。つまり、江戸期創業の富商大黒屋又兵衛の威勢は明治一〇年代後半には衰退の兆しが見え、二〇年代にはもはや隠退した商人との見方が世間の大勢であったということになろう。

別の尺度では、嘉永七年（一八五四）の御用金[5]を例に取ると、又兵衛の拠出額は金千両（比較：白木屋彦太郎は金三千七百両、大黒屋杉浦三郎兵衛は金二千両、大黒屋坂江吉右衛門[6]は金千五百両）である。さらに明治元年、維新政府は旧来の特権的商人資本から借入金である会計基立金により財政資金の調達を図ったが、この際、又兵衛の拠出額は金七千両で、これは又兵衛の在所江州高島郡では坂江吉右衛門とともに郡内最高額であった[7]。

以上から幕末維新期の又兵衛は、世評・実力の両面で辛うじて富商としての地位を保っていたと思われる。ではこの時期、又兵衛はどのような商いを行っていたのだろうか。

2　維新期の業種

表2は嘉永四年の「諸問屋名前帳」と明治二年の「東京市中

表２．大黒屋３家の幕末維新期における加入問屋仲間

	（A）嘉永４年　諸問屋名前帳	（B）明治２年　名前帳
大黒屋 杉浦三郎兵衛	呉服・白子組木綿・真綿・通町組内店組小間物・下り蝋燭	呉服・太物木綿
大黒屋 坂江吉右衛門	呉服・白子組木綿・下り蝋燭	呉服・太物木綿・本両替町組両替屋
大黒屋 饗庭又兵衛	呉服・白子組木綿①・真綿②・通町組内店組小間物③・両替屋十八番組	《記載なし》

註　①安政２年８月仮組より加入。②文久２年４月加入。③安政４年７月加入。
出所）（A）『旧幕引継書目録５　諸問屋名前帳　細目３』および『旧幕引継書目録６　諸問屋名前帳　細目４』（国立国会図書館発行、1963年）。（B）マイクロフィルム版『大隈文書』（早稲田大学）A3061「明治２年　東京市中各種問屋組合仲買人書上帳」。

各種問屋組合仲買人書上帳[8]」（以下、「明治二年名前帳」と略す）に記載された加入問屋仲間を示したものである。比較のために大黒屋本家杉浦三郎兵衛と、分家坂江吉右衛門も併せて掲示した。この両者に関しては、業種に若干の変化はあるものの両方の名前帳に記されている。それに対して又兵衛の名は、「明治二年名前帳」にはない。

「明治二年名前帳」に記載のない商人はかなりの数に達し、岩崎宏之氏はその理由を記載もれの可能性を示唆しながらも、記載されたのは「当時において営業中であった問屋商人」であり、他方に「問屋商人としての機能を果たしえなくなった多くの商人の存在が予想される[9]」と述べている。しかし又兵衛の場合、番付への掲載を見ても維新期に衰退したとは到底考えられない。そこで少し視点を変え、維新政府の経済政策、すなわち商法司・通商司政策の中に又兵衛の活動を探ってみることにする。

二　商法司・通商司政策における大黒屋又兵衛

1　店舗所在地（東京富沢町）と主人居住地（江州）との差

維新政府による商法司・通商司政策において中心的役割を担ったのは幕藩時代の特権的な問屋商人達である。慶応四年（一八六八）閏四月二五日、商法司が京都に設置され、同年閏四月二六日に大阪、同年一一月に東京に支署が設置された。さらに、商法司の下には勧商事務機関として各地に商法会所が置かれたが、又兵衛の本家にあたる大黒屋杉浦三郎兵衛は同年一一月に開設された東京商法会所の元締に任命されている。

これに対し、東京商法会所に組織された商人よりも「下の階層の商人層の広範囲にわたる結集をはかったものが、貿易商社の設立計画[10]」である。商法司の廃止（明治二年三月一五日）と通商司の設置（同年二月二五日）に伴い貿易商社は東京通商会社として再編され、大黒屋の分家坂江吉右衛門は明治二年二月

一八日肝煎に任命されている。江戸に商いの基盤をおいた有力商人の一人である大黒屋又兵衛も、当然その列に加えられるべきと考えるが、又兵衛の名はその中にない。

その一方で、明治二年七月通商司の下で設立された西京為替会社の出社、大津為替会社（開業は明治二年一二月。明治三年八月に西京為替会社から独立）の社中一五名の中には饗庭又兵衛の名があり、身元金として坂江吉右衛門ら他の五名と合わせて二万四千両を拠出している[11]。とは言え、杉浦三郎兵衛は主人居住地の京都で西京為替会社の、同様に坂江吉右衛門も江州で大津為替会社の役員になっており、そうなると又兵衛のみ、商いの拠点をおいた東京での活動が依然不明のままということになる。

2　「商社頭取肝煎印鑑帳」の記述

東京での又兵衛の活動が判然としない中、東京通商会社の構成員の中でひときわ目を引くのが饗庭姓を持つ商人大黒屋八兵衛である。岩崎氏による東京通商会社役員一覧表には左のように記されている[12]。

〔姓名〕	〔屋号〕	〔住所〕	〔業種〕
大黒屋八兵衛	饗庭	富沢町	舶来物渡世

姓の大黒屋、屋号の饗庭が逆であるのは指摘するまでもない。業種の舶来物渡世に関しては、あらためて「明治二年名前帳」の「舶来品取扱渡世」や、類似した業種の記された箇所[13]を調べてみたが大黒屋八兵衛・饗庭八兵衛の名はない。また、住所が富沢町とあるため江戸後期～明治初年までの江戸商人を採集した「江戸商人名前一覧」[14]でも確認してみたが、こちらにも大黒屋八兵衛・饗庭八兵衛という名は見られなかった。この結果からすると、大黒屋八兵衛は維新後新たに出てきたか、もしくは江戸以外の地に拠点を置く商人と考えざるを得ない。そこで念のため「商社頭取肝煎印鑑帳」[15]にあたってみたところ史料1のように記されており、さらに史料2のような貼紙がなされていた。

〔史料1〕

冨澤町五番地主
饗庭八兵衛　江州住宅
ニ付出店主
㊞　清水太兵衛
明治九年三月中饗庭八兵衛病死致シ
跡相続人同人忰同苗又兵衛云旨
出店主より届有之　㊞　（註：太字部分は朱筆）

〔史料2〕（貼紙）

饗庭八兵衛　　埼玉縣下第廿一区

総代理人　　武蔵国足立郡

印鑑　㊞　　大宮驛土手宿村十四番地

横山町二丁目肴店　　清水太兵衛

太物店　羽田与兵衛方止宿

明治十三年十二月十日届出ル

（註：太字部分は朱筆）

史料1と2から姓名が饗庭八兵衛であること、大黒屋という屋号は記されていないが、「冨澤町」・「江州住宅」・「同人忰同苗又兵衛」とあることから饗庭又兵衛と関係のある人物と見て間違いない。印鑑帳の作成された時期（明治二年六月）に富沢町五番地に店を設けていた饗庭八兵衛は江州に居住し、店主に清水太兵衛をおいて店の管理を委任していたと見られる。このような店舗管理の方法は本家大黒屋をはじめ大黒屋各店で江戸期以来実施されており、この点に何等違和感はない。しかし、疑問の残る箇所がある。

第一に富沢町店についてである。八兵衛の死去は明治九年三月中とされるが、富沢町五番地の所有者は明治六年時点で大村五左衛門となっている。[16] 史料2に、八兵衛の総代理人を務める清水太兵衛が「羽田与兵衛方」に「止宿」していることを見ても、富沢町店は八兵衛が没する前にすでに売却されて商いは他所[17]で行われていたか、あるいは営業休止の状態にあったのではなかろうか。

第二に、史料1には「跡相続人同人忰同苗又兵衛」とあるが、七代又兵衛は明治三年に死去しており、その嫡男俊造（後の八代又兵衛）の明治九年時点の年令はわずか八歳である。[18] 届出が八兵衛の没後四年を経過した明治一三年一二月に行なわれている点も不自然で、背後に何等かの事情があったことをうかがわせている。

以上の疑問点を念頭におきつつ詳細な検討に入ろうと思うが、はじめに大黒屋八兵衛の商人像をもう少し明らかにしておこう。

三　大黒屋八兵衛・八次郎から又兵衛への繋がり

1　大黒屋八兵衛について

江戸期の商業関連史料の中で大黒屋八兵衛の名を唯一確認できたのは、嘉永・安政頃のものと思われる大坂の「和製砂糖引受問屋株帳」[19] においてである。砂糖問屋商人大黒屋八兵衛と東京通商会社の一員饗庭八兵衛には互いの業種に繋がりが認められ、これは砂糖の商品としての特殊性を考えると納得できるよ

うに思われる。大黒屋八兵衛が属した和製砂糖問屋仲間の成立経緯を理解する上でも、『本邦糖業史』[20]に拠り、当時の砂糖の商いについて概観しておこう。

江戸初期において砂糖は輸入品であり、また独立した商品としてではなく薬種の一種として唐薬、荒物に附随して取引された。問屋も当初は白糸割符の特権を有する本商人であったが、漸次白糸、呉服類を取扱う唐反物問屋と唐薬、砂糖、荒物等を取扱う唐薬問屋とに分化し、砂糖は唐薬問屋の商域に属した。

長崎に輸入された砂糖（＝唐紅毛糖）[21]の大部分は大坂唐薬問屋に廻送され、問屋はこれを砂糖仲買仲間に売渡したが、砂糖は高価で巨利があるため砂糖商人以外でこれを買受ける者や密輸不正品もあり、取締りのため天明元年（一七八一）に株仲間が設定された。

一方、和製砂糖の大坂廻着の嚆矢は寛政六年（一七九四）とされるが、文化期（一八〇四〜）以降は諸藩の殖産政策の一環として和製砂糖が盛んに生産されて大坂廻着量も急増する。これらの売捌きは、はじめは諸藩の蔵屋敷・荷受業者[22]・唐薬問屋により行われたが、文化の頃には荷受業者の取扱うものが大半を占めるようになる。そして天保の初め、和糖の大坂廻着高が激増したため、和糖の廻着制限とその商品検査の徹底を目的に天保五年（一八三四）五月、唐薬問屋と和製砂糖荷受人の中から四三名を選んで和製砂糖問屋が命じられ、株仲間が設定された。先に挙げた「和製砂糖引受問屋株帳」はその仲間の名が記されたものである。

和糖は唐物の類似品として産地より江戸に直送することを法制的に禁じられ、幕末まで大坂に廻送することを原則としていた。よって、これら砂糖を取扱う問屋、仲買の取扱金高は巨額で、富力は十人両替等の巨商に次ぐ、大坂商人の代表的存在と見做されていた。ところが、維新後の和製砂糖は、「産地に於ける精糖業の衰退と相俟って大阪の市場的地位は著しく悪化し、その主動的取扱商であった和製砂糖問屋は没落衰退し、商取引は全く衰微[23]」したという。おそらく大黒屋八兵衛もこの頃、砂糖問屋商人から舶来物渡世へ転業したものと見られる。その過程を克明に跡付けることはできないが、明治三年九月に和糖問屋株が廃絶[24]され、明治一八年二月に大阪砂糖商組合が結成された際、名簿[25]に饗庭又兵衛（註：八兵衛は明治九年三月病死し、又兵衛が相続）の名は見られないという事実が間接的な証左となるであろう。替わって「舶来物品商」仲間の中に、「東区備後町三丁目　饗庭又兵衛[26]」とあり、時流に逆らうことなく唐薬問屋（砂糖）→舶来物渡世→舶来物品商と商いを転じた八兵衛から又兵衛への繋がりが見えてくるのである。

2　大黒屋八次郎について

大黒屋八兵衛と又兵衛の関係を検討する上で、両者を結び付ける手懸りを与えてくれるのが大黒屋八次郎である。大黒屋八次郎の名が確認できた史料のうち、最も古いものが嘉永五年（一八五二）一〇月の大坂の唐物仲間「取締判形帳」で、ここに付記された唐物仲間商人の中に「備後町五丁目　大黒屋八次郎[27]」とある。

次に示す史料3は、又兵衛方大阪店について記された明治五年の「日記[28]」の一部分である。これを「取締判形帳」の大黒屋八次郎に関する記述と比較してみると、大黒屋の屋号、八次郎の名前、店舗の所在場所が一致する。丁目の異なる点は、明治五年（一八七二）に備後町五丁目が枡屋町の一部とともに備後町三丁目となっており[29]、両者は同一視して問題ない。これは唐物商大黒屋八次郎の店が、明治期には大黒屋又兵衛方大阪店となったことを意味するものであろう。

〔史料3〕

大又兵衛大坂店之義、大坂東大組第十七区備後町通三町目饗庭八次郎方、霜降仕法ニ付当方へ預り呉候旨、一統より願出候間聞届候。附ては八治郎（ママ）事名前ニて是迄空名ニ付、当節右様之義不相成候間、今般岩造を当方へ胡籍ニ入、改て大坂へ当町内より送差出候事、今日大坂へ下す。

旧店の名残を留めた八次郎の名は、「八治郎（ママ）事名前ニて是迄空名」という記述から実際に八次郎なる人物は存在せず、又兵衛方大阪店の店名前であったと見られる。そのため岩造[30]を「当方（＝大黒屋本家の杉浦家）」の「胡籍[31]」に入れて大阪店の名前とする必要が生じたわけである。ところがそれだけで事は納まらず、名前は再び改められた。その理由は史料4[32]に明らかである。

〔史料4〕

諸国取引諸事大八ニて名前能通在之、何卒八之字付候名前ニ相願度旨申趣、（　中略　）区長戸長と申談、当丁ニて八太郎ト改名し今日送改差出し候事。

すなわち、大阪店の名前を岩造に変更したものの諸国の取引は「大八」（**大**黒屋**八**次郎）で通っており、八の字が付かない名では通り名が「大八」にならず商売上差支えるというのである。そのため岩造は八太郎と改名される。けれども、管見の限り改名後も資料類の中に大黒屋八太郎の名を目にすることはなく、そればかりか八次郎の名はその後も用いられた。つまり、大阪店の関心は、通り名「大八」の使用の可否のみにあったと言える。それほど重要視された「大八」の通り名の端緒は、ここまでの考察から大黒屋八兵衛に求めるのが最も合理的と考え

る。

では、大黒屋八次郎の店はどのような経緯で又兵衛方大阪店となったのであろうか。

3　八兵衛から又兵衛への相続

ここであらためて、二節の2で疑問点として挙げた八兵衛から又兵衛への相続について考えてみたい。問題としたのは「商社頭取肝煎印鑑帳」への届出、すなわち、「明治九年三月中、饗庭八兵衛病死致シ、跡相続人同人悴同苗又兵衛」という部分である。不可解な点は二つある。第一に、七代又兵衛は明治三年に没しており、明治九年時点で又兵衛とは七代の嫡男俊造（当時八歳。後の八代又兵衛）を指すことになる。それならば「悴」ではなく「孫」とすべきではないか。第二に、「同人悴同苗又兵衛」とあるが、通常なら「悴又兵衛」と記すところになぜ「同苗」という語句を入れているのか、という点である。

まず、饗庭又兵衛家の過去帳やその他の史料から、八兵衛は又兵衛家の傍系の出と考えられる。また、詳しい経緯は不明であるが七代又兵衛は六代亦兵衛の実子[33]ではなく、他家から又兵衛家へ入家したと見られる。つまり、七代又兵衛は八兵衛の息子である可能性が高いわけで、だとすれば、八兵衛が又兵衛を「悴」と呼び、敢えて「同苗」と書き添えている点も腑に落ちる。推測を交えての解釈ではあるが、これなら届出の記述も整合的に理解できるのではないかと思う。

では、大阪店に関してはどのように理解すべきであろうか。

六代亦兵衛は、嘉永六年（一八五三）九月、大坂で古着仕入店を開く許可を本家大黒屋から得ているが[34]（店舗の住所は不明）、これ以外に江戸期の又兵衛方に大坂店が存在したことを示す史料は今のところ見当らない。一方、唐物商大黒屋八次郎については、八次郎という名からも「大八」関連の店、言い換えれば砂糖問屋大黒屋八兵衛の一部門＝出店の可能性が濃厚である。従って又兵衛方大阪店は、八兵衛から又兵衛への家督相続に伴って譲渡されたと見るのが成り行きとして自然ではなかろうか。

そのように考えた場合、今度は相続の時期が問題となる。明治九年三月に死去した八兵衛の跡目を、既に明治三年に没した悴の又兵衛が相続するというのは何としても辻褄が合わない。この件に関しては、届出の遅怠（明治九年三月死亡を同一三年一二月に届出）や、八兵衛の死去（＝明治九年）以前に又兵衛方で八兵衛・八次郎の名を使用している点（具体例は五節に記述）から、この届出は表向きの形式的なものに過ぎなかったのではないかと考える。つまり、七代又兵衛は生前（＝明治三年以前）に八兵衛から家業を譲り受け、東京店を大黒屋饗庭八兵衛、大阪店は大黒屋饗庭八次郎の名で営業していた、というの

がここまでの考察から得た私見である。

さて、又兵衛方では従来通りの商いを継続することが困難となり維新期に商売の拠点を東京から大阪に移したと見られる。維新期の東京での又兵衛の活動に不明な部分が多いのも、そうした又兵衛方の内部事情に起因すると見られ、次ではその点について検討したい。

四　大黒屋又兵衛家をめぐる人々

1　又兵衛方の経営状態と「霜降仕法」について

明治三年九月に七代目が死去したあとの又兵衛家は、幼少当主となって経営面では事実上当主不在の状態にあった。又兵衛方の将来を危惧した本家大黒屋では、明治五年（一八七二）二月一三日、本家大黒屋京店（＝本店）において本家の経営幹部二名立合いのもと、又兵衛方から提出された嘉永五年（一八五二）以降の勘定帳の一覧を行なっている[35]。この一覧は又兵衛方の経営状態を調べ、実情を把握した上で今後の経営方針を立てる意味と、併せて又兵衛方家族の行く方を決する目的があったと見られる。翌一四日には、又兵衛方の別家六名と本家大黒屋の経営幹部との間で又兵衛方の家事仕法が話し合われ、一六日には京店に又兵衛方通勤の者五名が呼寄せられて「改革之一条」が申し渡された[36]。ここでの決定事項は一括して後に「霜降仕法」と呼ばれた。「霜降」は又兵衛の在所江州高島郡霜降村を指す。

改革を必要とした状況とは、家内に関しては、七代又兵衛没後、嫡男俊造以外は女ばかりの世帯となり、その上、頼みの綱である又兵衛の弟又七（後述する分家の三代又七）も翌四年に病気のため急逝していた[37]。

家業に関しては、富沢町店は「商法筋不都合」のため、相談の上「一先（ひとまず）引払閉店」することになる[38]。「商法筋不都合」の具体的内容は述べられていないが、その後、明治八年春に本家大黒屋京店において又兵衛方から提出された精算目録等を一覧した結果、又兵衛方には巨額の「諸方貸金」と「損金」のあることが露顕している[39]。つまり、幕末維新期の又兵衛方は経済的にも、家業存続の面でも憂慮すべき状況にあったのである。

2　分家「東家」と「西家」

又兵衛家にとっての不運は、頼むべき分家にも当時適当な人材がいなかったことである。

又兵衛家では幕末期に、分家饗庭又七家（東家）と饗庭又治郎家（西家）の二家が創設された[40]。饗庭又七家は又兵衛の弟[41]が分家したもので、初代又七の没年（嘉永五年七月二一日）から見て、又七は六代亦兵衛の弟と考えられる。又七家を「東家」、

又治郎家を「西家」と称していることから、又治郎も六代亦兵衛の兄弟の一人と推測されるがその点の確認はできていない。両家の創設は又兵衛家の安泰と家業の繁栄・存続を願う五代又兵衛の意向によるものと見られ、その期待に違わず、分家後も養子入家や婚姻を通して又兵衛家との結び付きを強固なものにしていった。

ところが、七代又兵衛が早世して又兵衛家が経済的苦境に立たされた頃には、二代又七が慶応三年（一八六七）に死去、三代又七も明治四年（一八七一）二七歳の若さで急死し、又治郎家の方も文久二年（一八六二）に定薫（法名。何代目かは不明）という人物が没した後は、明治一四年（一八八一）に養嗣子を迎えるまでは当主不在が続く。つまり、この時期、両家に又兵衛方を支援・助力する人物は存在しなかったのである。

3　本家大黒屋の関与

では、一体誰がこの時期の又兵衛方の経営の舵取りを行なったのであろうか。結論から言って後援したのは本家大黒屋（杉浦三郎兵衛家）、実動の中心人物は又兵衛方の奉公人林蔵（後に又治郎家を相続）と見られる。

大黒屋杉浦三郎兵衛家と、その別家である又兵衛家の江戸期の本家別家関係については前稿[43]で述べたが、明治期以降も両家の関係は維持され続けた。[44]その厳格さの一端は本家大黒屋による勘定帳の一覧にも垣間見ることができよう。この一覧のあと、又兵衛家の家内、および又兵衛方の経営は本家大黒屋の管理下に置かれる。しかし、あくまでも本家大黒屋の関与は管理面に限られ、実際の経営は本家大黒屋の信任を得た又兵衛方奉公人の林蔵に委ねられた。順を追って事の経過を見てみると、第一に明治五年一〇月、又兵衛方奉公人の林蔵を退職させて勤番役に就け、[45]又兵衛方の店舗を監督させるとともに幼少当主俊造の後見役とした。第二に、明治八年五月に林蔵を東京へ遣って、富沢町店引き払い後の精算目録を作成させたことが挙げられる。精算の結果はこの節の1で述べた通りである。そして第三に、明治一四年一一月、林蔵を又治郎と改名して又治郎家を相続させ、妻には故七代又兵衛の娘きみを迎えた。すなわち、結果的にこの時期の又兵衛方を支えたのは分家又治郎ということになる。

五　明治初期における大黒屋又兵衛大阪店の活動

最後に、大黒屋八次郎（＝又兵衛方大阪店）が関わった事業について見ておこう。なお、維新期の又兵衛方の動向が把握できるよう表3に又兵衛と八兵衛・八次郎に関連する事項を年表

表３．饗庭又兵衛、および八兵衛・八次郎関連事項（年表）

時期／名前	大黒屋　饗庭又兵衛	大黒屋　饗庭八兵衛・八次郎
嘉永・安政頃 嘉永５年 （1852）		「和製砂糖引受問屋株帳」に大黒屋八兵衛の名前。 10月、唐物仲間「取締判形帳」に備後町五丁目　大黒屋八次郎の名①
嘉永６年 （1853）	６代亦兵衛、大坂に古着仕入店開店	
安政４年 （1857）	６代亦兵衛、死去。	
明治元年 （1868）	会計基立金7,000両を拠出（拠出額、高島郡内１位）	４月、大黒屋八次郎、唐物商組合の一員に選ばれる② 11／16「乍憚口上」（手広く商いを営む唐物仲間を届出たもの）に「備後町５丁目、三田屋得兵衛支配借家、大黒屋八次郎　代判　宗七」③
明治２年 （1869） 明治３年 （1870）	大津為替会社の社中となる。 ９月、７代又兵衛、死去。	６月、饗庭八兵衛、「東京通商会社」肝煎に任命される。 11月、大阪神戸両元組商社「梅組」に大黒屋八次郎④ ４／５「乍恐口上」（西洋形小車惣行司に関する届出）に「一参番　備後町５丁目、大黒屋八治郎　代印　宗右衛門」⑤ ５月「乍恐手続書ヲ以奉歎願候」（弐厘金について大阪貿易元組商人から通商司への嘆願）に「道修町五丁目、大黒屋八治郎　代判　宗右衛門」⑥。５／29「乍恐口上」（車休商の届出）に備後町五丁目　大黒屋八治郎　代判　宗右衛門」⑦ ６／28「乍恐口上」（西洋形小車の車税に関する届出）に「弐輸　五番・六番　大黒屋八治郎」⑧
明治５年 （1872）	春、東京富沢町店を引払い、閉店。	10月、大黒屋又兵衛大阪店（東大組第17区備後町通３町目饗庭八次郎）の名を岩造、後に再度、八太郎に改める。 11月「大阪第一商社」の設立願書に饗庭八二郎⑨
明治６年 （1873）		１月、「大阪第一商社」開業。６／１「大阪第一商社」の「備金覚」（出資金に関する書類）に饗庭八二郎⑩
明治９年 （1876）	饗庭八兵衛の跡を相続。	１月、「大阪第一商社」解散。 ３月、饗庭八兵衛、病死。（届出は明治13年12月）
明治11年 （1878）	「舶来物品問屋　備後町三丁目　饗庭亦(ママ)兵衛」⑪	
明治16年(カ) （1883）	舶来物品商仲間に「東区備後町三丁目、饗庭又兵衛」⑫	

出所）①『芝蘭遺芳』（本文の註27）413頁。②『芝蘭遺芳』141頁。③『浪速叢書』第９巻、1929年。所収、「要用記　外国貿易会社」457頁。④『芝蘭遺芳』148頁。⑤前掲、『浪速叢書』第９巻、472頁。⑥前掲『浪速叢書』第９巻、所収「貿易ニ関スル諸願書」451頁。⑦同前。⑧前掲『浪速叢書』第９巻、452頁。⑨『芝蘭遺芳』171頁。⑩『芝蘭遺芳』174頁。⑪大阪薬種卸仲買商組合事務所出版『大阪薬種業誌』第３巻、1937年。74頁。⑫本文の註26。

にした。八次郎の名は資料により八治郎・八二郎等と記されている場合がある。

1　唐物商組合（明治元年三月）

慶応四年（一八六八＝明治元年）三月、大坂・神戸両所本商人総代の内、百足屋又右衛門と布屋猶三郎がその筋より呼び出され、来たるべき神戸開港の際、外国人との売買取引にあたる身分確実な商人を選出し上申するよう命じられる。(46) この時、従来の唐物商仲間から二八名が選ばれて、新たに唐物商組合が組織された。大黒屋八次郎が唐物仲間に属していたことは前に述べたが、同年四月「御運上御役所」に差出された「乍恐口上」には組織の趣意や運営方法と二八名の名前が記されており、その中に大黒屋八次郎の名がある。(47)

2　大阪神戸両元組商社「梅組」（明治二年一一月）

明治元年（一八六八）五月三〇日大阪商法会所が設置され、商法司の廃止後は通商司の下で大阪通商会社と大阪為替会社が設立された。それらの目的とするところは、通商会社は内外商業の振興を図ることにあり、為替会社はこれに必要な資金を融通してその事業に援助を与え、併せて民間の金融を円滑ならしめるところにあった。(48) 大阪通商会社は通商司が勧説して設立させた諸種の商社を総轄し、唐物仲間も通商司開設後は、さらにその下に作られた貿易商社（＝元組商社）の活動へと関わっていく。

史料5(49)は大阪神戸両元組商社「梅組」の社中である。この中に大黒屋八次郎の名が見える。社中とは社員を指し、金三百両とあるのは各々が差出した身元金(50)である。

〔史料5〕

一金三百両（社長）	伏見町	小西屋作兵衛	附箋
一金三百両（管事）	元天満町	布屋猶三郎	附箋
一金三百両（執事）	備後町五丁目	泉屋清兵衛	
一金三百両	伏見町	百足屋新助	
一金三百両	平野町一丁目	大黒屋六之助	附箋
一金三百両	備後町五丁目	大黒屋八次郎	附箋
一金三百両	雛屋町	大黒屋宗八	
一金三百両	善右衛門町	布屋藤助	附箋
一金三百両	本町二丁目	布屋正兵衛	

計九人組

商社には、社中一同の選挙により社長・執事・管事がおかれた。(51) 社長は一社のうち身許相応で人望のある経営手腕のある者が選ばれ、執事は商業巧者で諸事を引き受けて事務を執り、管

事は世話方として営業上諸方との掛合い等を行なった。このように職務分担も明確になされていたが、史料5の社長小西屋作兵衛には「休商ニ付、芝川奥印ヲ以テ身元金下渡すス」、管事布屋猶三郎と大黒屋六之助・大黒屋八次郎・布屋藤助の四名にも「休商ニ付身元金下渡ス」の附箋があり[52]、社長以下主なメンバーが事業から手を引いたことが判る。こうした傾向は「梅組」に限ったことではなく、大阪神戸両元組商社は松・竹・梅・鶴・亀の五組と壱〜三七番組に分れ、総人員二八九名にも達したが、そのうち中途退社は二〇二名にも及んだという[53]。しかも、これらの商社の活動については「何等記録の徴すべきものなき」[54]状態で、通商司の廃止（明治四年七月）頃までにこれらの商社は漸次消滅したと見られている[55]。

3　大阪第一商社（明治六年一月開業）

次に、大黒屋八次郎が参画したのが大阪第一商社である。大阪第一商社は明治五年（一八七二）一一月、芝川又右衛門らが同志とともに創立した商事会社で、その「創立旨意書（ママ）」[56]によると貿易事業は小規模なものから徐々に規模を拡大し、のちには海外進出も視野に入れた遠大な構想であった[57]。史料6[58]は大阪第一商社の設立願書である。

〔史料6〕商社御願

内国産品売買ハ固ヨリ、外国航海貿易社創立仕リ、追日盛大之商業相弘メ度、来ル一月一日ヨリ開肆仕大阪第一商社ト号シ、諸社ニ協力致シ、御府下繁栄之一端ニモ相成候様、私共談合取結候ニ付規則万端之儀都テ御指揮ヲ受ケ、御条例固ク相守可申候間、願意宜敷御許容奉願上候恐惶謹言

明治五申年十一月

川崎孫兵衛
山口猶三郎
松添卯兵衛
榎本六之助
饗庭八二郎
芝川又右衛門

大阪府権知事渡辺昇殿

この商社の中心的人物芝川又右衛門[59]をはじめ、発起人に名を連ねたのは江戸期以来の唐物商や貿易に関わりのある商人達で、先の大阪神戸両元組商社「梅組」社中に重複する人物やその関係者が目に付く。すなわち、「梅組」社中の布屋猶三郎が山口猶三郎[60]、同様に大黒屋六之助が榎本六之助[61]、大黒屋八次郎が饗庭八二郎という具合である。また、松添卯兵衛[62]は当時貿易品として取扱われた寒天の卸商である。川崎孫兵衛に関しては不明

である。

大阪第一商社は社員の出資により運営された(63)。取扱商品、および営業状態は史料7(64)に明らかである。

〔史料7〕

右記の如き形式（「社中規則」第二條を指す：註、植田）により第一回出資を六年六月一日、第二回を八年一月一日に徴収して葉烟草、茶、米穀、洋反物、洋雑貨の売買及貸金、為替等の業務を営みしが成績挙らず、榎本は七年十一月、松添は八年一月各退社しければ、翌九年一月九日総社員の合意に依り遂に解散せり。創立当初は海外に支店を設け貿易は元より海運事業に迄手を延すべき意気なりしも、当時に在ては斯かる事業を担当すべき人材なく、企画を実現するに至らず、手初めに着手せし内地の事業も亦不振を極め、欠損相次ぎしは合本の商事会社が時期尚早なりしか、当局に適材なかりしか、将た運営宜しきを得ざりし為か、雄図空しく大損失に終りしは遺憾と云ふべし。

このように、大阪第一商社でも中途退社する者が出て、結局明治九年一月には解散した。

明治初期の又兵衛方大阪店の活動には、当時の又兵衛方が、維新後の新たな活路を貿易業に見出そうと懸命であったことが看取できる。しかし、これらの事業は見るべき成果も挙げぬまま失敗に終わった。社中の中には芝川又右衛門のように、その後数々の事業を興して明治の経済界に名を馳せた人物もいたが、明治一〇年代以降の番付の評価を思い起こすと、又兵衛には芝川のような余力は残っていなかったように思われる。

4　大黒屋又兵衛の再出発

明治初期に行われた大阪での貿易事業は不振に終わるが、大阪では五代友厚ら有力者が、区長や有志の商業者とともに大阪商法会議所の設立を企図し、明治一一年八月二七日には設立の免許を得、九月二日には第一回総会が開かれた。そこで提出された「商業仲間設置議案」は同業団結の急務を唱道し、また、諸商も速やかにこれに応じて、会議所規定に準じた規則を設けて多くの仲間組合が成立した(65)。

それらの中で、「舶来物品商仲間規約」に添付された名簿には饗庭又兵衛の名がある。注目したいのはこの規約の第一章総則第五条(66)である。

〔史料8〕第五条

同業仲間ニ於テハ一名ノ営業鑑札ヲ以テ支店或ハ出店ト唱ヘ別戸分店スルヲ得ス。親属ノ者ト唯(雖)モ鑑札ヲ貸渡ス事ヲ禁ス。若二三男或ハ傭人等ヲシテ分店シ同業ヲ営ナマシメ

ント欲スルモノハ、総テ他人ノ新ニ加入スルニ均シキ手数ヲ尽シ同業仲間中ノ一人トスヘシ。

この規約は一つの営業鑑札による、①支店・出店と称する分店、②親族への鑑札の貸与、③次・三男や雇人による分店を禁じ、旧弊を改めて規則遵守の方針を打ち出したものである。当時の商人にこれらの意識が希薄であったことは、明治五年の又兵衛方大阪店店名前の一件（三節の2）にも明らかで、その対応の曖昧さは不徹底の誇りを免れない。その点を踏まえて考えると、第五条の規定は、又兵衛方にとって東京（饗庭八兵衛）・大阪（饗庭八次郎）両店の名前を饗庭又兵衛に改める一つの契機となったのではないかと思われる。

商法会議所は提出された諸仲間の規約の内、既決分を明治一二年一二月二五日に大阪府の勧業課に報告しているが[67]、その中には舶来物品仲間規則が含まれた。この点を加味して「商社頭取肝煎印鑑帳」の記述を思い起こした時、八兵衛の死去と又兵衛の跡目相続についての明治一三年の届出は、大阪商法会議所による一連の同業仲間結成の動きに呼応した、又兵衛方の経営姿勢の変更の表れではなかったかと思うが、この推測の是非は後考に委ねることにしたい。

おわりに

ここまでの考察から、大黒屋又兵衛方の維新期の商業活動について以下の結論が導き出されよう。

1、維新期に饗庭又兵衛家の当主であった七代又兵衛は、多額の貸金・損金を抱えて経済的困難に陥っていた。そのため商いの拠点を大阪備後町へ移し、東京富沢町店は明治五年に閉店された。その後の東京での商業活動については不明だが、所有する他の場所、もしくは店舗を借りる形で貸金の回収等の事務処理が行われたと推測される。

2、大阪備後町店については、七代又兵衛の実父と推定される大黒屋八兵衛（幕末期に大坂で砂糖問屋を経営、のち舶来物渡世。唐物商大黒屋八次郎は八兵衛方の出店と考えられる）から又兵衛に譲渡されたと見られ、又兵衛が明治期に舶来物品商を営むのはこうした経緯に因るものと考えられる。

3、維新期の又兵衛が商業関連史料の中で、東京では大黒屋饗庭八兵衛、大阪では大黒屋饗庭八次郎、そして地元江州では大黒屋饗庭又兵衛と異なる名前で登場するのは、右のような事情によるものである。

さて、又兵衛は維新後の新たな活路を貿易事業に見出そうと

したが、それらは失敗に終わる。この失敗で又兵衛がどれほどの経済的損失を被ったかは不詳だが、それが又兵衛方の経営状態を一層厳しいものにしたであろうことは想像に難くない。明治一〇年代以降の又兵衛方の商いについては、分家又七家と又治郎家の商業活動も含め、後日改めて検討したい。

註

（1）饗庭又兵衛については、拙稿「(研究ノート）大黒屋又兵衛に関する研究」（『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第八二号、二〇〇八年一一月）を参照。

（2）大黒屋杉浦三郎兵衛家は寛文三年（一六六三）創業の、呉服太物小間物類を取り扱った商家である。江戸期には京店（本店）・江戸石町店・江戸本所店・岐阜店・大坂店の五店舗を設け、三井（越後屋）・島田（蛭子屋）・下村（大丸）・岩城（舛屋）等とともに「呉服拾仲間廿軒組」の一員であり、京都有数の富裕商人であった。

（3）又兵衛は大黒屋二代杉浦三郎兵衛（法名、道有）のもとから別家したが、その正確な時期は分かっていない。富沢町店開業時（享保三年）の又兵衛の年令は四〇歳で、杉浦大黒屋の平均別家年令もほぼ四〇歳（拙稿「京都商人杉浦大黒屋教店の店員組織・職制・昇進――江戸後期の事例から――」『社会科学』第七二号、二〇〇四年二月。一〇頁）であることから考えて、別家後それほど時を経ずに開業したと見られる。

（4）饗庭又兵衛家の六代は亦兵衛（法名、定敬）で、「亦」の字が使われている。

（5）「嘉永七寅年七月改正　御江戸持丸長者連名」（林英夫・芳賀登編『番付集成』上、柏書房・人文社、一九七三年。一八二～三頁）。

（6）大黒屋坂江吉右衛門は江州高島郡太田村出身の商人で、大黒屋二代杉浦三郎兵衛のもとで奉公したのち分家を許され江戸通油町に店を構えた。取扱商品は表2参照。

（7）滋賀県高島郡教育会編纂兼発行『高島郡誌』一九二七年。七八一頁。同書には「七千両　霜降　饗庭又兵衛」とあり屋号は記されていない。なお、又兵衛は江戸富沢町に店舗を設けたが住居は在所の江州高島郡霜降村に定め、江戸期にはここを動かなかった。

（8）マイクロフィルム版『大隈文書』（早稲田大学）A3061「明治二年　東京市中各種問屋組合仲買人書上帳」。

（9）岩崎宏之「明治維新期の東京における商人資本の動向――東京商社を中心にして――」（西山松之助編『江戸町人の研究』第一巻、吉川弘文館、一九七二年所収。五六七頁）。

（10）岩崎、前掲論文。五六八頁。

（11）大津市役所編輯兼発行『大津市史』中巻、一九四二年。九五～六頁。

（12）岩崎、前掲論文。五九七頁。

（13）「明治二年名前帳」の「舶来品取扱渡世」の帳には三三名が記されているが饗庭八兵衛の名はない。また、「元通町組・内店組・内合組　小間物問屋　合併仕」と記された帳には、仮組

も含め一七七人の名が記されており、この中には「船来革類扱」「舶来品扱」と添書きされたものもあるが、ここにも八兵衛の名は見られなかった。

(14)「江戸商人名前一覧 ── 江戸時代後期を中心とした ──」『三井文庫論叢』第六号、一九七二年。

(15) 三井文庫所蔵史料、本五三九－一「商社頭取肝煎印鑑帳」。

(16)「明治6年　第一大区5・6・13・14小区沽券図」(東京都中央区立京橋図書館編集・発行『中央区沿革図集』日本橋篇、平成七年。所収)。なお、大村五左衛門は東京通商会社役員の一人で屋号は大野屋、住所は霊岸島銀町四丁目、業種は下り糠・麻苧・船具問屋である(岩崎、前掲論文。五九〇頁)。

(17) 明治六年時点で饗庭又兵衛は、日本橋周辺では田所町と本石町四丁目に土地を所有している(註1の拙稿一四頁の表3参照)。

(18) 七代饗庭又兵衛(法名、定篤)は明治三年九月一二日、三三歳没。又兵衛の没時に嫡男俊造は二歳。

(19) 樋口弘『本邦糖業史』味燈書屋、一九四三年。三五九頁。天保五年(一八三四)に和製砂糖問屋に命じられたのは四三名であるが、大黒屋八兵衛の名が見えるのは和製砂糖問屋連名八四名が載せられた天保七年作成の「條目帳」である。ただし、「この帳面は連名中に貼紙等も相当あり、嘉永安政頃の問屋名前であらうと思はれる」(同書三五八頁)との注意書きがあるため、本文中でもその立場をとった。

(20) 樋口、前掲書、「第五篇　徳川時代の大阪砂糖市場」三一九～四二一頁。

(21) 当時の砂糖には、唐紅毛糖(清蘭両商人による長崎渡のもの)・黒糖(島津藩取扱いの琉球・大島の黒糖)・和糖(＝和製糖。島津取扱い以外の諸国藩内で産するもの)の三種類があり、和糖の産地は讃岐・阿波・土佐等の四国産を主体に、和泉・紀伊・備前・肥後・日向等各地域に渉っていた(『なにわ(浪華)のさと(砂糖)の　ものがたり(物語) ── 戦前までの大阪糖業史』(『糖華』第一四巻第五五号　別冊、一九七〇年四月)九頁)。

(22) 各地で産出された和糖は各藩の大阪蔵屋敷に送られる以外に、産地で船頭に委託して大阪の砂糖仲買に販売された。しかし、和糖の廻着高が増加するにつれ、水揚場所である大阪西道頓堀や堀江一帯の河岸に和製砂糖を荷受する者が軒を連ねるようになり、船宿を兼ねて荷受業を営む者が出てきた。これらを荷受業者と呼ぶ(樋口、前掲書、三四六～七頁)。

(23) 樋口、前掲書、四八二頁。

(24) 和糖問屋に関しては、明治元年(一八六八)六月、大阪商法会所は商業専売の弊を矯正する目的で「商株人数増加自由たるべし」との達を出すが、組合からは組合存置の陳情がなされ、結局明治三年九月、大阪府は市中に厳達し、商標の解除を命じ、組合名簿を悉く焼き棄て、法律上「商株」は消滅した。和糖問屋は、明治六年には「大阪砂糖問屋組合」の設置を府に請願し、明治一八年二月大阪砂糖商組合が組織された。(前掲、『なにわ(浪華)の　さと(砂糖)の　ものがたり(物語) ── 戦前までの大阪糖業史』三六頁)

(25) 名前の確認には「砂糖問屋業仲間規約」(大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第七巻、大阪商工会議所発行、一九七五年。六四～七六頁)、および「砂糖商仲間規約書」

（同書、同巻、七八～九五頁）に添付された名簿を用いた。

(26)「舶来物品商仲間規約」（前掲『大阪経済史料集成』第九巻、一九七六年。四九九頁。）

(27) 津枝謹爾編輯『芝蘭遺芳』芝川又四郎発行（非売品）、一九四四年。四一三頁。

(28) 京都府立総合資料館所蔵『杉浦家歴代日記』明治五年一〇月四日の条。『杉浦家歴代日記』は、大黒屋饗庭又兵衛の本家に当たる京都の商家大黒屋杉浦三郎兵衛家の当主（時期により代筆の部分あり）の記した日記で、商家の日々の記録や家内の出来事が書き綴られている。本文中では「日記」と略記した。

(29) 平凡社地方資料センター編集、日本歴史地名大系第28巻『大阪府の地名』平凡社、一九八六年。四五一頁。

(30) 岩造（＝岩蔵）は六代饗庭亦兵衛の次男で、当時又兵衛方の本家である大黒屋（杉浦三郎兵衛）の京店で奉公中であった。

(31)「𦙌」は「育」で養育の意。「𦙌」の字を確認できる京都府戸籍仕法書（明治元年）は、明治二年六月四日の民部官達によって全国府県に達せられた。表紙に「何京何番組戸籍」と書かれた中に、「一　御咎にて町退の者は名前の上へ年月日町退何所何某へ渡と記点を掛請方には名前を記し上へ年月日何所町退何某より請と記し𦙌む者の戸籍へ入流罪は年月日流罪を記し名前へ点を掛」という一条がある。これは「村退、町退、国退等の者を引請け養育する者の戸籍に入れるという箇条であるが、里子、捨子にも適用された」という（新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』巌南堂書店、一九七九年第二刷（一九五九年第一刷）。一二三、および五〇三～六頁）。

また、中野卓氏は次のように説明している。「明治元年京都府戸籍司法書及同戸籍雛形においては、「他所ヨリ為稼来往ノ者」同様「年季奉公稼ノ者」は、『他処入来住奉公人雇入仕法』により、『市中戸籍仕法』の一般の記載とは区別して、「奉公人名録」に記載させたが、「年季奉公」とはいってもそれは「他所ヨリ年限リ奉公トシテ罷越候モノ」をさしたから、戸籍記載雛形には戸主との続柄を記す個所に、「𦙌」という続柄を認めていた。（中略）「𦙌」（育）はのちに「附籍」という表現で届け出られることになっているが、やがて「寄留」扱いとなり、それも届出がおこたられるようになってゆくという経過を辿るのである。」（中野卓『商家同族団の研究』未来社、一九六四年。一五五～六頁）。

(32) 前掲、『杉浦家歴代日記』明治五年一〇月一四日の条。

(33) 六代亦兵衛には少なくとも二人の男子のいたことが確認できている。しかし、事情があったのか二人とも又兵衛家を相続していない。

(34) 前掲、『杉浦家歴代日記』嘉永六年九月二六日の条。

(35) 同志社大学経済学部所蔵「京都商家文書」整理番号80。明治五年二月一三日の条。

(36) 前掲、「京都商家文書」整理番号80。明治五年二月一六日の条。

(37)「日記」明治四年辛未七月二六日の条。（京都府立総合資料館所蔵『竹下氏旧蔵京都関係文書』）

(38)「東京出店富沢丁店之義商法筋不都合在之、不止得相談之上、去ル明治第五年春右店一先引払閉店致。其後精算目録等当方へ

可差出旨申置候所、彼是延引当春持参致一覧候所、諸方貸金、并、損金等広大之事。依之可相尋候所不明分成答、以之外之次第也。（下略）」とある。（前掲『杉浦家歴代日記』明治八年五月六日の条）。なお、明治六年の沽券図では又兵衛は富沢町に地所を所有しておらず、明治五年の「一先引払閉店」は、富沢町店の売却を意味したと考えられる。

(39) 前掲、『杉浦家歴代日記』明治八年五月六日の条。

(40) この両家からも又兵衛家の本家に当たる大黒屋（杉浦三郎兵衛家）へ奉公にあがっており、退店して独立後は又兵衛方の商いにも関わった模様である。明治期には京都で薬業（売薬）を営み、又兵衛方の家業（舶来物品商）との接点も認められる。

(41) 又兵衛の弟であることは過去帳から判明しているが、何代目の弟であるかは記されていない。

(42) 二代又七は過去帳に「二代目饗庭又七事、又兵衛長男（定周）」と記され、「二代目」と「又兵衛長男」の部分は朱筆で線が引かれ消されている。この件の子細は不明で、他に二代又七と目される人物も見えないため、ここではとりあえず二代又七としておく。

(43) 前掲、拙稿「（研究ノート）大黒屋又兵衛に関する研究」参照。

(44) 一例を挙げれば、七代又兵衛の嫡男俊造（後の八代又兵衛）は、明治一五年（一八八二）九月九日より本家大黒屋京店へ奉公にあがっている。

(45) 前掲、『杉浦家歴代日記』明治五年一〇月二二日の条に、「林蔵、今般願之通無滞暇遣、八ケ年勤。例外ながら格別之意味を以、目録にて金十五円遣候事。今般霜降改革ニ付は林蔵義、本家又兵衛方勤番役申付候事（下略）」とある。以後、「大林蔵」と記されており又兵衛方の別家として大黒屋の屋号が許されたものと見られる。

(46) 前掲、『芝蘭遺芳』一三七～八頁。

(47) 前掲、『芝蘭遺芳』一四一頁。

(48) 菅野和太郎『幕末維新経済史研究』ミネルヴァ書房、一九六一年。二五八頁。

(49) 前掲、『芝蘭遺芳』一四八～九頁。

(50) 通商会社の社中は分限に応じて差加金（一名身元金）を醵出する義務を負った。通商会社はこの差加金を会社の元備金とし、これを安全に利殖するため為替会社へ預け入れた。社中の資格には制限がなく、大阪府外の者でも身元調査のうえ加入を許された。商社へ加入しようとする者は分限に応じて身元金を醵出し、加入者並びに身元金が確定していよいよ商社が成立すれば、証書を作製してそれに社中一同が調印しなければならなかった。（菅野、前掲書、二五九および二六二頁。）

(51) 「商社心得」（『明治大正　大阪市史』第七巻　史料篇、日本評論社、一九三三年）五七九～五八一頁。

(52) 前掲、『芝蘭遺芳』一四八頁。附箋が付けられた時期は不明。

(53)・(54) 前掲、『芝蘭遺芳』一五三頁。

(55) 宮本又次「明治初年大阪の市中商社と貿易商社」（宮本又次編『上方の研究』第二巻、清文堂出版、一九七五年）所収、二六〇頁。

(56) 前掲、『芝蘭遺芳』一七二頁。

(57) この点に関しては、「大阪府へ海外渡航の手続等を問ひ合はした記録が芝川家に残つてゐる」という。福良竹亭「新大阪建設と大阪商人」（前掲、『芝蘭遺芳』四七四頁）。

(58) 前掲、『芝蘭遺芳』一七一頁。

(59) この人物は初代芝川又右衛門（雅号、百々）、屋号は百足屋。「1、唐物商組合」に百足屋又右衛門とあるのも同人。芝川家の先祖芝川多仲は対馬の豪族で、後年京都に住み医を業とした。二代目は娘わかに婿養子新六（江州高宮出身。京都室町の呉服商百足屋奥田仁左衛門の手代。大坂淀屋橋筋浮世小路の同家支店において同じく呉服商を営み分離（家号、百足屋））を迎えた。三代目も長女たきに婿養子（店員の藤助。後、新助と改名）を迎え、天保八年頃には伏見町四丁目に居住して新たに唐物類の営業を開始し、以来代々これを家業とする。三代目には新三郎・きぬ・ことの一男二女があったが、新三郎は治郎兵衛と改名して別に一家をたてた。そして、嘉永四年（一八五一）一二月長女きぬの婿養子となったのが初代芝川又右衛門（中川重右衛門の二男）で、翌嘉永五年分家して伏見町（大阪市東区伏見町）で唐小間物業を開始する。慶応の頃から洋反物を輸入しはじめ、洋銀売買にも手を出して神戸に両替店を開いた（営業期間：明治元年一月〜同三年一二月）。また、大阪中之島で来屋（谷）復平の名でもって貿易専門の両替店（のち伏見町四丁目に移転。明治五年閉店）を営んだ。なお、二女ことには中川重右衛門の三男彦兵衛を婿養子に迎え、新助を襲名して宗家を継がせたが、この人が〔史料5〕の百足屋新助と思われる。（前掲『芝蘭遺芳』第二編芝川家々系、および第三編百々翁の生立、参照）。

(60) 山口家の祖先は代々奈良に住む農家であったが、大坂の呉服小売商に奉公した半兵衛がのちに背負いの呉服商として独立。二代目半兵衛の次男である初代吉郎兵衛が、文政七年春に分家して唐反物商（舶来反物商）を始め布屋の基礎を築いた。初代吉郎兵衛の子が皆若死したため二代目には妻の弟古山仁兵衛を天保四年（一八三三）一五歳の時に養子とし、実兄の娘と結婚させて家督を譲渡。山口楢三郎（ママ）はこの二代目の娘寿賀の夫で貿易業を営んでいた。（三島康雄『阪神財閥——野村・山口・川崎——』日本経済新聞社、一九八四年。一九九〜二〇一、二一四頁）。なお、同書では猶三郎ではなく楢三郎となっているが、楢三郎が貿易業に従事している点、芝川家との関係（楢三郎の妻寿賀の妹陸（りく）が二代目芝川又右衛門の後妻となっている（前掲、『芝蘭遺芳』二一九頁参照。三島前掲書に荒川又右衛門とあるが誤植ヵ））から、山口楢三郎＝山口猶三郎と考えた。

(61) 榎本六之助とは豪商榎本六兵衛である。榎本六兵衛の令息榎本六輔氏（『史談会速記録』第一九一輯（史談会）明治四二年一月発行。二〇〜三七頁。これは明治四一年一一月一六日に集録されたものである。）によると、榎本六兵衛は江戸新和泉町の豪商で屋号は大黒屋、通称「大六（だいろく）」（大黒屋六兵衛）。質商及び呉服唐物商、金銀座用達、また、加州や長州等諸大名用達を営む。明治戊辰の際、大総督府の内示に応じて金二万両を献納。大阪・横浜・静岡・函館・小樽・札幌に支店をもち、横浜店は伊豆倉と称した（横浜支店が伊豆倉と呼ばれていた点に関しては、『大村益次郎』肇書房、一九四四年。三〇八頁）。明治二年二月二五日通商司が設置され、商法司の下の貿易商社が東京通

商会社として再編された時、役員の一人となっている。榎本六兵衛の名の他に、大阪では榎本六之助、横浜では榎本六助、青森では榎本組・榎本六造、大国屋六助など様々な名前で活躍した。明治三〇年没。なお、『明治過去帳』（東京美術、一九七一年新訂初版。三四四頁）には、榎本六兵衛は千葉県鴨川の産で、江戸に出て巨万の富を得、汽船帆船を購入して商業を営んだという。そして、大隈大蔵卿の頃小野組余波の為に倒産し、明治二四年没とされる。

(62) 松添卯兵衛は大阪道修町（大阪市道修町東堀南へ入）で寒天卸商を営む（明治一五年「商工技芸浪華の魁」（『絵で見る明治商工便覧』ゆまに書房、一九八七年所収。二二頁）。また、渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成Ⅰ』柏書房、一九八四年の「日本全国商工人名録」（明治三一年）の内、「大阪市商工人名」にも「寒天商　松卯　松添卯兵衛　東区道修町一丁目」（三九四頁）とある。当時、寒天は「本邦の特産にして他国に其の類を見ざる以つて貿易品として亦有数たるを見る」（大阪府編『大阪府誌　第三編』思文閣出版、一九七〇年（複刻）。九四〇～一頁）とあるように貿易品の一つであった。さらに、東区道修町の小西藤兵衛が製織を始め、機械の改良・製法の研究が進められた莫大小（めりやす）製品を、松添卯兵衛らは「神戸在留米一番商館を経て米国に輸出」したとされる（大阪市史編纂所編集『大阪市史史料第七輯』一九八二年。一四二頁）。

(63) 社中規則（全二十三條）の第二條に、「社中基立金トシテ一名貳萬円ヅツ備ヘ置候事」とある（前掲、『芝蘭遺芳』一七二頁）。

(64) 前掲、『芝蘭遺芳』一七六～七頁。

(65) 前掲、『大阪経済史料集成』第七巻、七六二～七七五頁。

(66) 「舶来物品仲間規約」（前掲、『大阪経済史料集成』第九巻、四五〇頁）。

(67) 前掲、『大阪経済史料集成』第七巻、七七〇～二頁。

・本稿で使用した史料類は、読み易くするため句読点や振り仮名を加え、助詞・変体仮名・合字は平仮名に直した。

[付記]

本稿の作成にあたり、饗庭又兵衛家の菩提寺である浄栄寺ご住職武田昭雄氏に過去帳を拝見させていただきました。ここに記して厚く御礼申し上げます。なお、浄栄寺については、註1に挙げた拙稿の中で紹介しています。

[訂正]

『社会科学』第八十二号掲載の拙稿の註の部分に以下の誤りがありました。訂正しお詫び致します。

(4) [誤]：(五行目の) 蝋 → [正]：臘

(42) [誤]：明治二〇年 → [正]：明治一五年

(46) [誤]：前掲「京都商家文書」整理番号八〇 → [正]：「日記」